

## 令和4年第5回佐伯市農業委員会議事録

日 時： 令和4年5月6日（金曜日） 14時00分～15時37分

場 所： 佐伯市役所 6階 大会議室

出席農業委員： 1番 宮脇 保芳 2番 松尾 孫重 3番 山田 美之 4番 河野 周一  
5番 吉良 勝彦 6番 波戸崎 孝 7番 矢野 弥平 8番 谷川 享宏  
10番 小野 美智子 11番 竹中 裕子 12番 高畠 千恵美 13番 塩月 吉伸  
14番 三又 勝弘 16番 田原 俊秀 17番 茅田 寿志

出席農地利用最適化推進委員： 佐伯1区 松本 仁 佐伯6区 亀山 悦男 佐伯11区 高畠 相吉  
弥生2区 市原 洋一 弥生3区 藤原 安政 直川1区 曾根田 正弘  
直川2区 橋迫 新五

欠席委員：9番 小野 隆壽

事務局：事務局長 橘 公展 総括主幹 岡田 崇 副主幹 東木原 一義 副主幹 天野 仁  
事務員 児玉 真輝

農政課：副主幹 河合 和政 事務員 木本 匠

### 議事日程

第1 欠席委員の報告

第2 議事録署名委員の指名

第3 農地案件の件数ならびに面積総括表について

第4 議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第15号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第17号 農地転用許可に係る事業計画の変更承認について

議案第18号 農地競売・公売買受適格者証明願いについて

その他 ①農用地利用集積計画（案）について（農政課）

②利用権設定の推進について（お願い）（農政課）

③農用地利用配分計画（案）の意見聴取について（農政課）

④空き家バンクに登録された空き家に付随した農地の指定について

⑤非農地証明願いについて

⑥非農地通知について（蒲江地域）

⑦農地賃借料情報について（別紙1）

⑧農業委員会事務の実施状況等の公表について（R3実績及びR4計画）（別紙2）

事務局長：それでは令和4年第5回佐伯市農業委員会を開催いたします。本日の欠席は9番小野隆壽委員、10番小野美智子委員は少し遅れるとの連絡を受けています。農業委員16名中本日の会議の出席者は現在14名です。よって農業委員会会議規則第6条により会議が成立したことを報告します。また、農地利用最適化推進委員につきましては、前回より該当案件がある推進委員のみ出席をお願いしております。なお、推進委員の発言につきましては、農業委員会等に関する法律第29条第2項にて各推進委員に関係する案件のみとされておりますので、お知らせいたします。なお、先月の大分県知事許可案件につきましては、令和4年4月14日付けで10件許可となっておりますので報告します。それでは会長ご挨拶をお願いします。

会 長：（挨拶）

事務局長：農業委員会会議規則第4条により会長が議長になりますので、会長に議事進行の方をよろしくお願いします。

議 長：それでは議事進行を務めさせていただきます。それでは本日の議事録署名人を指名します。議事録の署名を8番谷川享宏委員、11番竹中裕子委員にお願いします。議事に入ります前に事務局から議案の説明をお願いします。

事 務 局：それでは議案書の2ページをお開きください。本日の農地案件の件数及び面積につきまして説明いたします。農地法第3条、件数は9件、田が10,596㎡、畑が2,674㎡、合計13,270㎡。農地法第4条、件数は2件、田が3,601㎡、畑が0㎡、合計3,601㎡。農地法第5条、件数は4件、田が0㎡、畑が829.85㎡、合計829.85㎡。総数の合計件数が15件、合計面積が、田が14,197㎡、畑が3,503.85㎡、総合計面積が17,700.85㎡。以上を提案いたします。審議の程お願いいたします。

議 長：ただいま事務局より件数及び面積総括の説明がございましたが質問等ございませんか。ないようですのでさっそく議事に入りたいと思います。それでは議案第14号農地法第3条の規定による許可申請について議案審議いたします。それでは3ページの3条の1番より事務局説明をお願いいたします。その後に高島推進委員の意見をお願いしたいと思います。

事 務 局：3条の1番について説明いたします。申請地の位置につきましては、配布しています管内図と住宅地図をご参照ください。土地の表示、申請人、耕作面積は議案書のとおりです。3条の1番について説明します。住宅地図の冊子1ページをご覧ください。今回の申請は売買による所有権の移転です。申請農地は農業振興地域内の農用地です。譲受人は自己所有地で米や野菜を栽培しているとのこと。農業経営に必要な農機具は所有しています。農業は譲受人と父、母の3人で行っているとのこと。農地取得後は杉苗を栽培するとのこと。取得後の耕作面積は165.44aとなり、佐伯地域の下限面積30a以上となります。今後引き続き農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われ。事務局からの説明は以上です。

議 長：それでは続きまして高畠推進委員をお願いします。

佐伯 11 区推進委員：この件につきましては何ら問題ありません。

議 長：事務局からの説明、そしてまた担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは 3 条の 1 番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。（ありません、の声あり）ないようでございますので取りまとめたいと思います。それでは 3 条の 1 番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで許可したいと思います。続きまして、関連がありますので 3 条の 2 番、3 番、4 番について、一括して審議いたします。本日小川推進委員が欠席のため、事務局より推進委員の意見も併せてお願いいたします。

事務局：3 条の 2 番、3 番、4 番については関連がありますので一括して説明させていただきます。住宅地図の冊子 2 ページをご覧ください。今回の申請は売買による所有権の移転です。申請農地は農業振興地域内の農地です。譲受人は自己所有地で米や飼料作物、野菜を栽培しているとのことです。農業経営に必要な農機具は所有しています。農業は譲受人と妻の 2 人で行っているとのことです。農地取得後は果樹を栽培するとのことです。取得後の耕作面積は 182.82 a となり、農用地区域外農地の下限面積 0.1 a 以上となります。今後引き続き農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと考えられます。事務局からの説明は以上です。担当の推進委員さんより特に問題ない旨の意見書をいただいております。

議 長：事務局からの説明、そしてまた担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは 3 条の 2 番、3 番、4 番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。（ありません、の声あり）ないようでございますので取りまとめたいと思います。それでは 3 条の 2 番、3 番、4 番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで許可したいと思います。続きまして 3 条の 5 番についてです。本日飛高推進委員が欠席のため、事務局より推進委員の意見も併せてお願いいたします。

事務局：3 条の 5 番について説明いたします。住宅地図の冊子 3 ページをご覧ください。今回の申請は特定遺贈による所有権の移転です。申請農地は農業振興地域内の農地です。農業経営に必要な農機具については、手作業で行うため必要ありません。農業は譲受人と夫の 2 人で行うとのことです。農地取得後は野菜及び果樹を栽培するとのことです。取得後の耕作面積は 15.37 a となり、農用地区域外農地の下限面積 0.1 a 以上となります。今後農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと考えられます。今回は特定遺贈ですので、3 条の申請が必要となります。包括遺贈の場合は、3 条の申請は必要なく所有権を移転することができますが、今回は特定遺贈のため 3 条の申請書が提出されております。事務局からの説明は以上です。担当の推進委員さんより特に問題ない旨の意見書をいただいております。

議 長：事務局からの説明、そしてまた担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございまし

た。それでは3条の5番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。(ありません、の声あり)ないようにございますので取りまとめたいと思います。それでは3条の5番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手全員)全員賛成ということで許可したいと思います。続きまして3条6番についてです。本日清田推進委員が欠席のため、事務局より推進委員の意見も併せてお願いいたします。

事務局：3条の6番について説明いたします。住宅地図の冊子5ページをご覧ください。今回の申請は売買による所有権の移転です。申請農地は農業振興地域内の農地です。譲受人は自己所有地で米や果樹を栽培しているとのことです。農業経営に必要な農機具は所有しています。農業は譲受人と父、母の3人で行っているとのことです。農地取得後は野菜を栽培するとのことです。取得後の耕作面積は70.54aとなり、農用地区域外農地の下限面積0.1a以上となります。今後引き続き農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと考えられます。事務局からの説明は以上です。担当の推進委員さんより特に問題ない旨の意見書をいただいております。

議長：事務局からの説明、そしてまた担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは3条の6番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。(ありません、の声あり)ないようにございますので取りまとめたいと思います。それでは3条の6番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手全員)全員賛成ということで許可したいと思います。続きまして3条の7番について事務局説明をお願いします。その後に藤原推進委員の意見をお願いしたいと思います。

事務局：3条の7番について説明いたします。住宅地図の冊子6ページをご覧ください。今回の申請は売買による所有権の移転です。申請農地は農業振興地域内の農地です。譲受人は自己所有地で米や野菜、果樹を栽培しているとのことです。農業経営に必要な農機具は所有しています。農業は譲受人と妻の2人で行っているとのことです。農地取得後は果樹を栽培するとのことです。取得後の耕作面積は64.28aとなり、農用地区域外農地の下限面積0.1a以上となります。今後引き続き農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと考えられます。事務局からの説明は以上です。

議長：それでは続きまして藤原推進委員をお願いします。

弥生3区推進委員：農地の権利移動について3点チェックしましたが、3点ともクリアしていると思われます。懸案事項としても特に問題ないと思われます。

議長：事務局からの説明、そしてまた担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは3条の7番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。(ありません、の声あり)ないようにございますので

取りまとめたいと思います。それでは3条の7番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手全員)全員賛成ということで許可したいと思います。続きまして3条8番についてです。本日小野推進委員が欠席のため、事務局より推進委員の意見も併せてお願いいたします。

事務局：3条の8番について説明いたします。住宅地図の冊子7ページをご覧ください。今回の申請は売買による所有権の移転です。申請農地は農業振興地域内の農地です。農業経営に必要な農機具は所有しています。農業は譲受人1人で行うとのことです。農地取得後は果樹を栽培するとのことです。取得後の耕作面積は11.37aとなり、農用地区域外農地の下限面積0.1a以上となります。今後引き続き農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと考えられます。事務局からの説明は以上です。担当の推進委員さんより特に問題ない旨の意見書をいただいております。

議長：事務局からの説明、そしてまた担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは3条の8番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。(ありません、の声あり)ないようでございますので取りまとめたいと思います。それでは3条の8番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手全員)全員賛成ということで許可したいと思います。続きまして3条9番についてです。本日岩田推進委員が欠席のため、事務局より推進委員の意見も併せてお願いいたします。

事務局：3条の9番について説明いたします。住宅地図の冊子8ページをご覧ください。今回の申請は売買による所有権の移転です。申請農地は農業振興地域内の農用地です。今回の農地取得後は果樹を栽培し、農作業を施設利用者で行い、リハビリ農園として活用するとのことです。農地法第3条の不許可の例外である農地法施行令第2条第1項第1号のハに規定する、教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人で、農林水産省令で定める者がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められることに該当するため、農地の取得は可能となります。今後引き続き農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと考えられます。事務局からの説明は以上です。担当の推進委員さんより特に問題ない旨の意見書をいただいております。

議長：事務局からの説明、そしてまた担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは3条の9番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。(ありません、の声あり)ないようでございますので取りまとめたいと思います。それでは3条の9番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手全員)全員賛成ということで許可したいと思います。これで農地法第3条の9件の審議を終わります。続きまして5ページの議案第15号農地法第4条の規定による許可申請についてを議案審議いたします。4条の1番について事務局説明をお願いします。その後高島推進委員の意見をお願いしたいと思います。

事務局：4条の1番について説明いたします。お配りしている地図の9ページをご覧ください。申請地は、農業振興地域内にある農用地区域内農地の田です。農地造成の用途による申請です。申請地は隣接河川からの浸水に苦慮しているため、かさ上げをして畑として利用する計画です。造成後はシキミを作付けする計画です。なお、申請地は前回令和3年1月12日付け、農地造成許可によりかさ上げが行われており、今回、盛土高と表土が不足しているため、追加でかさ上げを行う計画です。申請地では0.6mと0.2mのかさ上げを行います。隣接する県道に対しては高さを合わせ、河川側に対しては1:1.5の安定勾配で盛土を行うため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われま。水利権はありません。許可基準は運用通知第2-1-(1)-ア-(イ)-c-(a)、農用地の許可要件の例外規定、一時的な利用に供するものに該当します。事務局からの説明は以上です。

議長：それでは続きまして高島推進委員をお願いします。

佐伯11区推進委員：特にこれは問題ありません。

議長：事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは4条の1番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。(ありません、の声あり)ないようにございますので取りまとめたいと思います。4条の1番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手全員)全員賛成ということで承認したいと思います。続きまして4条2番についてです。本日矢野推進委員が欠席のため、事務局より推進委員の意見も併せてお願いいたします。

事務局：4条の2番について説明いたします。お配りしている地図の10ページをご覧ください。申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の田です。植林としての用途による申請ですが、平成16年2月頃に申請者の親が許可を得ずに杉を植林しました。そのため、今回始末書を添付しての追認申請となっております。新たに植林をすることはありませんので、周囲への被害はありません。水利権はありません。許可基準は運用通知第2-1-(1)-カ-(イ)、第2種農地の許可要件、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することによっては当該申請に係る事業の目的を達成することができないと認められる場合に該当します。事務局からの説明は以上です。推進委員さんからは、本案件は無断転用ですが、始末書も添付されており、現地に関しては問題ない旨の意見書をいただいています。事務局としても無断転用については問題ですが、始末書からは農地法に対する知識が不足しており、悪意がなかったことが確認でき、また周囲への営農に支障をきたすことが予想されないことから、現地に関しては問題ないと思われま。

議長：事務局からの説明、また担当推進委員さんからも追認案件で遺憾であるけれども、始末書が添付されており、周辺の土地に影響がないということでありま。それでは4条の2番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。(ありません、の声あり)ないようにございますので取りまとめたいと思います。4条

の2番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手全員)全員賛成ということで承認したいと思います。これで農地法第4条の2件の審議を終わります。続きまして6ページの議案第16号農地法第5条の規定による許可申請についてを議案審議いたします。5条の1番についてです。本日井上推進委員が欠席のため、事務局より推進委員の意見も併せてお願いいたします。

事務局:5条の1番について説明いたします。地図の11ページをご覧ください。申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の畑です。一般住宅としての用途による申請です。譲受人は子どもが成長し借家が手狭となったため、新たに住宅を建築することになりました。申請地では木造二階建、建築面積85.47㎡の住宅を建築します。造成工事は現状のまま利用するため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われます。また、汚水処理及び生活排水は合併処理浄化槽を設置し、処理水は雨水とともに道路側溝に放流します。水利権はありません。許可基準は運用通知第2-1-(1)ーカー(イ)、第2種農地の許可要件、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することによっては当該申請に係る事業の目的を達成することができないと認められる場合に該当します。事務局からの説明は以上です。担当の推進委員さんより特に問題ない旨の意見書をいただいております。

議長:事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは5条の1番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。(ありません、の声あり)なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。5条の1番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手全員)全員賛成ということで承認したいと思います。それでは5条の2番について事務局説明をお願いします。その後に松本推進委員の意見をお願いしたいと思います。

事務局:5条の2番について説明いたします。地図の12ページをご覧ください。申請地は、都市計画区域内、第二種住居地域の第3種農地の畑です。一般住宅としての用途による申請です。譲受人は家族が増えたことにより借家が手狭となったため、新たに住宅を建築することになりました。なお、申請地は譲渡人が許可を得ずに昭和60年3月頃から駐車場敷地として利用しているため、譲渡人からの始末書が添付されています。申請地では木造二階建、建築面積84.88㎡の住宅を建築します。造成工事は現状のまま利用しますが、防護柵も設けるため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われます。また、汚水処理、生活排水は公共下水道に接続し、雨水は道路側溝に放流します。水利権はありません。許可基準は運用通知第2-1-(1)ーエー(イ)、第3種農地の許可要件、第3種農地の転用は許可することができるに該当します。事務局からの説明は以上です。

議長:それでは続きまして松本推進委員をお願いします。

佐伯1区推進委員:本案件は無断転用ですが、始末書も添付しており、現地に関しては問題ありません。

議長:事務局からの説明、また担当推進委員さんからも追認案件で遺憾であるけれども、始末書が

添付されており、現地に関して問題ないということでありました。それでは5条の2番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。（ありません、の声あり）なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。5条の2番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで承認したいと思います。次に5条の3番についてです。本日小川推進委員さんが欠席のため、事務局より推進委員の意見も併せてお願いいたします。

事務局：5条の3番について説明いたします。地図の13ページをご覧ください。申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の畑です。駐車場用地としての用途による申請です。譲受人は今回申請地の隣接地である宅地に引っ越ししますが、当該宅地の庭を利用したバーベキューなどで親族や家族と交流を図りたいため、住宅敷地以外での駐車場が必要となりました。そのため、申請地を個人用と来客用の駐車場として利用する計画です。なお、申請地の一部は農業用の進入路及び駐車場として土地造成、整地が行われていますが、農業用施設に供する面積が2a未満として転用届出が提出されています。申請地では個人用2台、交流時には2家族ぐらいが平均して集まるため、来客用として2台、計4台分の駐車スペースを設けます。造成工事は整地のみのため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われます。また、雨水は自然浸透します。なお、申請地の隣接地である宅地の庭の周囲には目隠しのため植木を植栽する計画です。水利権はありません。許可基準は第2種農地の許可要件に該当します。事務局からの説明は以上です。担当の推進委員さんからは特に問題ない旨の意見書をいただいています。

議長：事務局からの説明、そしてまた担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは5条の3番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。（ありません、の声あり）なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。5条の3番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手多数）賛成多数ということで承認したいと思います。次に5条の4番について事務局説明をお願いします。その後に市原推進委員の意見をお願いしたいと思います。

事務局：5条の4番について説明いたします。地図の14ページをご覧ください。申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の畑です。進入路及び宅地拡張用地としての用途による申請です。譲受人が申請地隣接の住宅を購入するのにあたり、進入路及び庭として利用する計画です。なお、申請地の一部は譲渡人が平成24年4月9日からコンクリート舗装を行い、進入路として利用しているため、譲渡人からの始末書が添付されています。申請地は住宅までの進入路及び庭として利用します。造成工事は現状のまま利用するため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われます。また、雨水は自然浸透します。水利権はありません。許可基準は第2種農地の許可要件に該当します。事務局からの説明は以上です。

議長：それでは続きまして市原推進委員をお願いします。



弥生 2 区推進委員：これは譲渡人が進入路と宅地拡張用地としていますが、始末書が出ていますので、特に問題はないようです。

議 長：事務局からの説明、また担当推進委員さんからも追認案件で遺憾であるけれども、始末書が添付されており、現地に関しては問題ないという意見がありました。それでは 5 条の 4 番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。（ありません、の声あり）ないようでございますので取りまとめたいと思います。5 条の 4 番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで承認したいと思います。これで農地法第 5 条の 4 件について審議を終わります。続きまして議案第 17 号農地転用許可に係る事業計画の変更承認についてを議案審議いたします。1 番について事務局説明をお願いします。その後に曾根田推進委員の意見をお願いしたいと思います。

事務局：変更承認について説明いたします。地図の 15 ページをご覧ください。事業計画内容の変更に伴う変更申請です。申請地は令和 2 年 4 月 6 日付け、指令南局農振第 4 号の 4 で農地法第 4 条の転用許可、転用目的、資材置場用地を受けており、事業の実施状況は、申請地の北側 1 筆については造成工事、整地のみは完了し、今後資材運搬設置を行う予定です。また南側 1 筆については、現況田、畦畔除去の準備中です。変更内容は、当初申請地 2 筆で建設用資材置場を計画していましたが、2 筆のうち南側 1 筆については、隣接所有農地との間の畦畔除去を行い、田として一体的に利用したいため、当初申請地の北側の 1 筆のみを当該資材置場として利用する計画です。申請者は建設業を営んでおりますが、自らの事業で使用する重機用部品や土管等を置くためのスペースとして利用する計画です。造成工事は、整地のみのため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われます。また、雨水は自然浸透します。事務局からの説明は以上です。

議 長：それでは続きまして曾根田推進委員をお願いします。

直川 1 区推進委員：事務局が言われたように、令和 2 年に転用の許可をとっております。その中で少し広すぎた、南側の 1 筆を田としてまた使うということで、それによるところの変更であります。特に問題ないと思います。

議 長：事務局からの説明、そしてまた担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは農地転用許可に係る事業計画の変更承認についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。（ありません、の声あり）ないようでございますので取りまとめたいと思います。議案第 17 号農地転用許可に係る事業計画の変更承認について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで承認したいと思います。これで農地転用許可に係る事業計画の変更承認 1 件の審議を終わります。それでは次に議案第 18 号農地競売・公売買受適格者証明願いについて議案審議いたします。8 ページをお開きください。1 番について事務局説明をお願いします。その後に橋迫推進委員さんの意見をお願いいたします。

事務局：議案の説明に入る前に、お手元の資料で買受適格証明とはという資料がございます。そちらを議案の説明の前に説明させていただきたいと思っておりますので、お手元に準備をお願いいたします。買受適格証明書とはとあります。裁判所の競売や税務署、地方公共団体の公売となった農地の入札に参加する場合に必要となる、農地法の許可を受ける見込みのある者であることを証明する書類となります。農地法第5条の転用目的を果たせない者が最高価買受人になるのを未然に防ぐため、入札参加者が買受適格証明書を有している者に限定されています。競売（公売）農地を耕作目的で取得する場合は、農地法3条第1項目的、農地以外の用途に転用する目的で取得する場合は、農地法5条第1項目的の買受適格証明願となります。その下が買受適格証明願申請から証明書交付までの流れになっております。買受適格証明願申請は毎月15日が申請の締切りとなっており、5条申請書の添付をしていただいております。そして本日が農業委員会総会になります。次に農業委員会ネットワーク機構への意見聴取というのがあります。意見聴取は3,000㎡以上となりますので、今回の案件については面積が3,000㎡以下のためありません。次に県知事に意見書進達ということで、転用目的については通常の4条5条と同様に大分県知事が許可権者でありますから、県知事から買受適格証明書の交付があります。その後に競売入札がありまして、落札後、農地法第5条の申請。このときに買受適格証明願申請時の内容と変更がなければ、農地法第5条申請を再度農業委員会の総会で諮る必要はありません。また、その後の農業委員会ネットワーク機構への意見聴取についても今回面積が3,000㎡以下でありますので、意見徴収する必要はありません。その後は県知事に意見書進達で、最後は1番下にあります、5条の許可書の交付となっております。事前になりますけれども、買受適格証明書の説明をさせていただきました。それでは議案の説明をさせていただきます。買受適格証明願1番について説明いたします。地図の16ページをご覧ください。本証明願は福岡国税局が実施します農地の公売に参加するため、申請人が農地法第5条の転用目的を果たせるかを審査基準として、農地法第5条買受適格者である旨の証明を求めるもので、同一事件に参加を予定している者は本証明願の1名です。申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の畑です。資材置場用地としての用途による申請です。申請人は申請地の隣に実家があり、今回福岡国税局による公売の物件が希望条件に合致することから、公売に参加することを計画したものです。申請者は当該公売において取得しようとする不動産、公売財産に含まれる宅地について、現存しない建物の基礎の一部、石垣の撤去を行い、隣接の譲受人所有農地と一体的に畑として利用する計画です。そのため、撤去後の石垣の石を申請地に置き、また申請地隣接の公売財産、宅地内に現存する倉庫、土蔵が老朽化しているため取り壊しを行い、倉庫内の資材等（建物解体に伴う瓦、コンクリートブロックと廃材を含む）をあわせて申請地に置く計画です。なお申請地、現況については、申請地隣接の宅地内の居宅、物置（取壊し年月日不明）に申請地も更地、一部砂利敷きにしたと思われます。申請地では、撤去後の石垣の石や倉庫、土蔵、取壊しに伴う倉庫内の資材等の置場を設けます。造成工事は、現状のまま利用するため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われます。また、雨水は自然浸透します。水利権はありません。許可基準は運用通知第2-1-(1)一カー(イ)、第2種農地の許可要件、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することによっては当該申請に係る事業の目的を達成することができないと認められる場合に該当します。事務局からの説明は以上です。

議 長：それでは続きまして橋迫推進委員をお願いします。

直川 2 区推進委員：申請地は畑で、隣は寺で、寺の行事等があるときは駐車場の一部として利用を広げておきまして、所有権移転後は地目変更を行って資材置場として利用したいということです。特にそういうことに関しての問題はないと思います。

議 長：事務局からの説明、そしてまた担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは本議案についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。（ありません、の声あり）ないようでございますので取りまとめたいと思います。議案第 18 号農地競売・公売買受適格者証明願いについて賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで承認したいと思います。これで農地競売・公売買受適格者証明願い 1 件の審議を終わります。それでは今回の議案審議を取りまとめたいと思います。議案第 14 号農地法第 3 条の 9 件につきましては許可したいと思います。議案第 15 号農地法第 4 条の 2 件、議案第 16 号農地法第 5 条の 4 件につきましては本委員会としては、許可相当として県知事の方に意見を進達したいと思います。議案第 17 号農地転用許可に係る事業計画の変更承認の 1 件につきましては、本委員会としては、許可相当として県知事の方に意見を進達したいと思います。議案第 18 号農地競売・公売買受適格者証明願いの 1 件につきましては、本委員会としては、許可相当として県知事の方に意見を進達したいと思います。それではここで一旦休憩といたします。

（休憩）

議 長：それでは再開したいと思います。ただ今よりその他の議案①農用地利用集積計画（案）について議題といたします。それでは農政課説明をお願いします。

農 政 課：農政課木本です。前回の定例会でお願いしておりました利用権の新規掘り起こしと再設定について取りまとめいただいたものを農用地利用集積計画（案）として作成しましたので審議をお願いします。今回の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による案件は全 25 件となっています。お手元の農用地利用集積計画（案）をご覧ください。表紙裏の一覧表をご覧ください。契約期間ごとの合計を読み上げます。契約期間 3 年が 6 筆で 4,052 m<sup>2</sup>、契約期間 5 年が 2 筆で 2,787 m<sup>2</sup>、契約期間 6 年が 1 筆で 548 m<sup>2</sup>、契約期間 10 年が 11 筆で 6,361 m<sup>2</sup>、契約期間 20 年が 4 筆で 2,365 m<sup>2</sup>となっております。今月におきましては所有権移転がございます。こちらが 1 筆で 714 m<sup>2</sup>あります。これらを合計すると全 25 筆で 16,827 m<sup>2</sup>となります。なお、各契約の詳細につきましては次ページ以降に掲載しておりますのでご確認をお願いいたします。また、利用権の設定等を受ける者が公社の分につきましては、農地中間管理事業を通しておりますので、後程、農用地利用配分計画（案）にて説明いたします。以上の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると思われるので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長：ただいま農政課より農用地利用集積計画（案）について説明がございました。これより質問等受けたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。ございませんか。（ありません、の声あり）ないようでございますので、農用地利用集積計画（案）についてを取りまとめたいと思います。賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで承認したいと思います。続きまして②利用権設定の推進について（お願い）ということで農政課お願いします。

農 政 課：利用権設定の推進について、毎月満期が到来する利用権の再設定の推進と新規の掘り起こしをお願いしております。満期到来者分については該当する推進委員の方へリストをお渡ししておりますので、相談等を受けた場合はご助言の程よろしくお願いたします。また、今回の利用権設定用紙の提出締切りは5月16日（月曜日）といたします。書類の提出につきましては農政課または各振興局になりますのでご助言の程よろしくお願いたします。なお、設定用紙が必要な場合はお届けいたしますのでご連絡をいただきますようお願いいたします。

議 長：今月の締め切りは5月16日となっております。利用権設定の新規掘り起こしについて、皆さんの協力をお願いいたします。続きまして③農用地利用配分計画（案）について農政課より説明をお願いします。

農 政 課：農政課の河合です。お手元の農用地利用配分計画（案）に沿って説明させていただきます。1枚目の裏面が集計表となっておりますのでご覧ください。今月の案件は令和4年7月1日開始分15件になります。内訳としまして、契約期間5年のもの、契約更新で登記地目が田、2筆2,787㎡。契約期間6年のもの、新規で登記地目が田、1筆548㎡。契約期間10年のもの、新規で登記地目が田、11筆6,361㎡。契約期間20年のもの、更新で登記地目が田、1筆1,035㎡。以上合計15筆、面積が10,731㎡となっております。詳細につきましては2枚目から借受者氏名、土地所有者氏名、農地情報等を記載した農用地貸付調書を添付しておりますのでご確認ください。簡単ですが以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくお願いたします。

議 長：ただいま農政課より農用地利用配分計画（案）についての説明がございました。どなたか意見等がございましたら挙手をもってお願いします。ございませんか。（ありません、の声あり）ないようですので取りまとめたいと思います。農政課より提出された農用地利用配分計画（案）について特に意見がないということに賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）挙手全員ということで、農用地利用配分計画（案）についての意見は特になしということとします。続きまして④空き家バンクに登録された空き家に付随した農地の指定についてを審議いたします。事務局から説明した後、市原推進委員さんの意見をお願いいたします。

事 務 局：申請地の位置につきましては、配布しています管内図と住宅地図をご参照ください。土地の表示、申請人、耕作面積は議案書のとおりです。空き家に付随した農地1番について説明いたします。住宅地図の冊子をご覧ください。今回の申請は空き家バンクに関連した農地の指

定についてです。今回の申請地は、空き家バンクに登録された家屋から約 300m の距離となります。申請する農地は 1 筆で、総面積は 2.01a です。空き家バンクに登録された空き家を購入される方が農地の購入も希望される場合は、後日改めて 3 条申請を行うこととなります。農地の状態から判断して耕作に適した農地と認められるか、空き家バンクに登録された家屋からの耕作距離は適当か。以上をご留意の上、審議をお願いいたします。事務局からの説明は以上です。

議 長：それでは続きまして市原推進委員をお願いします。

弥生 2 区推進委員：ここは畑として荒れていなくて、近くの人が作っているので特に問題はないようでございます。

議 長：事務局からの説明、そしてまた担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは空き家バンクに登録された空き家に付随した農地の指定についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。（ありません、の声あり）ないようでございますので取りまとめたいと思います。空き家バンクに登録された空き家に付随した農地の指定について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで承認したいと思います。続きまして⑤非農地証明願についてを審議いたします。1 番について事務局説明をお願いします。本日安藤推進委員が欠席のため、事務局より推進委員の意見も併せてお願いいたします。

事務局：それでは非農地証明願 1 番の説明をいたします。申請地の現地調査は 3 月 31 日に担当区の安藤推進委員と事務局 2 名で実施しました。申請地は、佐伯市大字長谷の 1 筆です。申請地の土地の表示、申請人等は議案書のとおりです。本申請地は平成 8 年に前所有者が死亡し、後継者がおらず不耕作状態となり、現在に至っております。現況は竹が自生しており、竹林の様相を呈しております。周囲の状況からみても、この土地を農地に復元し継続して耕作するのは困難であると思われれます。よって本申請地は、非農地証明書発行基準要領第 2 の 4 に該当します。なお、地区推進委員さんからは特に問題なしとの意見書をいただいております。審議の程よろしくをお願いします。

議 長：ただいま事務局からの説明、また担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。これより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。（ありません、の声あり）特に意見なしとのことなので取りまとめたいと思います。それでは非農地証明願 1 番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで承認したいと思います。次に 2 番について事務局説明をお願いします。その後に亀山推進委員の意見をお願いしたいと思います。

事務局：それでは非農地証明願 2 番の説明をいたします。申請地の現地調査は 3 月 31 日に担当区の亀山推進委員と事務局 2 名で実施しました。申請地は、佐伯市大字狩生の 4 筆です。申請地の土地の表示、申請人等は議案書のとおりです。本申請地は耕作者が死亡したことにより、不

耕作状態となりました。現況は〇〇〇〇番と〇〇〇〇番については、雑木が生い茂り山林化していますが、〇〇〇〇番と〇〇〇〇番については、昭和 60 年に地元造船所の工場敷地として貸しており、約 38 年経過しております。4 筆ともに周囲の状況からみても農地に復元するのは困難な状況であると思われます。よって〇〇〇〇番、〇〇〇〇番については、非農地証明書発行基準要領第 2 の 4 に該当します〇〇〇〇番と〇〇〇〇番については、非農地証明書発行基準要領第 2 の 5 に該当します。審議の程よろしく申し上げます。

議 長：それでは続きまして亀山推進委員をお願いします。

佐伯 6 区推進委員：先ほど詳しく説明していただきましたので、見た限りは別に問題はございません。

議 長：ただいま事務局からの説明、また担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。これより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。（ありません、の声あり）特に意見なしのことなので取りまとめたいと思います。それでは非農地証明願 2 番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで承認したいと思います。次に 3 番についてです。本日小野推進委員が欠席のため、事務局より推進委員の意見も併せてお願いいたします。

事 務 局：それでは非農地証明願 3 番の説明をいたします。申請地の現地調査は 4 月 12 日に担当区の小野推進委員と事務局 2 名で実施しました。申請地は、佐伯市宇目大字千束の 4 筆です。申請地の土地の表示、申請人等は議案書のとおりです。本申請時は耕作者が高齢のため、農作業ができなくなり、長い間放置されたことにより竹や雑木が自生し、竹林化及び森林化しております。現況は 4 筆ともスクリーンに映し出しているとおりの状況であり、周囲の状況から判断しても、農地に復元するのは困難な状況であると思われます。よって本申請地は、非農地証明書発行基準要領第 2 の 4 に該当します。なお、地元推進委員からは特に問題なしとの意見をいただいております。審議の程よろしく申し上げます。

議 長：ただいま事務局からの説明、また担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。これより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。（ありません、の声あり）特に意見なしのことなので取りまとめたいと思います。それでは非農地証明願 3 番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで承認したいと思います。次に 4 番についてですが、本日大下推進委員が欠席のため、事務局より推進委員の意見も併せてお願いいたします。

事 務 局：それでは非農地証明願 4 番の説明をいたします。申請地の現地調査は 4 月 12 日に担当区の大下推進委員と事務局 2 名で実施しました。申請地は、佐伯市蒲江大字野々河内浦の 3 筆です。申請地の土地の表示、申請人等は議案書のとおりです。本申請地は平成 12 年に耕作者が死亡したことにより、不耕作状態となり現在に至っております。現況は 3 筆ともスクリーンに映し出しているとおりの、雑木が生い茂り森林化しており、周囲の状況からみても農地に復元するのは困難な状況であると思われます。よって本申請地は、非農地証明書発行基準要領第 2

の4に該当します。なお、地元推進委員からは特に問題なしとの意見をいただいております。審議の程よろしく申し上げます。

議 長：ただいま事務局からの説明、また担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。これより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。（ありません、の声あり）特に意見なしとのことなので取りまとめたいと思います。それでは非農地証明願4番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで承認したいと思います。次に5番についてですが、本日飛高推進委員が欠席のため、事務局より推進委員の意見も併せてお願いいたします。

事 務 局：それでは非農地証明願5番の説明をいたします。申請地の現地調査は4月12日に担当区の飛高推進委員と事務局2名で実施しました。申請地は、佐伯市蒲江大字畑野浦の1筆です。申請地の土地の表示、申請人等は議案書のとおりです。本申請地は、平成8年に現所有者の父親が農地法の知識がなかったことにより、本申請地に倉庫を建築し、現在に至っております。現況はスクリーンに映し出しているとおり、倉庫敷地として整備され、課税においても平成8年から宅地課税となっており、20年以上が経過しております。以上のことから、この土地を農地に復元するには経済的損失を考慮すれば困難な状況であると思います。よって本申請地は、非農地証明書発行基準要領第2の5に該当します。なお、地元推進委員からは特に問題なしとの意見をいただいております。審議の程よろしく申し上げます。

議 長：ただいま事務局からの説明、また担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。これより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。（ありません、の声あり）特に意見なしとのことなので取りまとめたいと思います。それでは非農地証明願5番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで承認したいと思います。次に6番についてですが、本日清田推進委員が欠席のため、事務局より推進委員の意見も併せてお願いいたします。

事 務 局：それでは非農地証明願6番の説明をいたします。申請地の現地調査は4月18日に担当区の清田推進委員と事務局2名で実施しました。申請地は、佐伯市大字上岡の3筆です。申請地の土地の表示、申請人等は議案書のとおりです。本申請地は佐伯市土地開発公社の改修予定地であったことから所有者が耕作放棄し、現在に至っております。現況はスクリーンに映し出しているとおり、雑木が繁殖し、森林の様相を呈しております。周囲の状況からみてもこの土地を農地に復元するのは困難な状況であると思われれます。よって本申請地は、非農地証明書発行基準要領第2の4に該当します。なお、地元推進委員からは特に問題なしとの意見をいただいております。審議の程よろしく申し上げます。

議 長：ただいま事務局からの説明、また担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。これより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。（ありません、の声あり）特に意見なしとのことなので取りまとめたいと思います。それでは非農地証明願6番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）

全員賛成ということで承認したいと思います。次に7番について事務局説明をお願いします。その後には亀山推進委員の意見をお願いしたいと思います。

事務局：それでは非農地証明願7番の説明をいたします。申請地の現地調査は4月15日に担当区の亀山推進委員と事務局2名で実施しました。申請地は、佐伯市大字石間浦の2筆です。申請地の土地の表示、申請人等は議案書のとおりです。本申請地は昭和55年に〇〇〇〇番の4条許可を受けて店舗を建築する際、この2筆にまたがり建築されております。今回、所有権移転を行う際頃にこの2筆が農地であることが判明したための申請になります。現況はスクリーンに映し出しているとおおり、店舗兼駐車場として20年以上経過しており、この土地を農地に復元するのは、経済的損失を考慮すれば、困難な状況であると思われれます。よって本申請地は、非農地証明書発行基準要領第2の5に該当します。審議の程よろしくをお願いします。

議長：それでは続きまして亀山推進委員をお願いします。

佐伯6区推進委員：この物件は使われなくなってかなり日数が経っておりました。もう利用価値がないような現状になっております。内容につきましては詳しく説明いただきましたので、問題ないと思います。

議長：ただいま事務局からの説明、また担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。これより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。(ありません、の声あり)特に意見なしとのことなので取りまとめたいと思います。それでは非農地証明願7番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手全員)全員賛成ということで承認したいと思います。それでは取りまとめたいと思います。非農地証明願の7件につきましては、承認したいと思います。続きまして⑥非農地通知について事務局より説明をお願いします。

事務局：今まで報告事項だったこの非農地通知につきましては、今回の蒲江地域分からその他ではありませんが審議対象とさせていただきたいと思います。理由は、昨年4月に農水省からの非農地判断の通知の一部変更がありまして、毎年利用状況調査を行った後、赤判定、要は非農地判断させていただいた分については、その後事務局の整理によって非農地通知を行ってききましたが、利用状況調査のときに推進委員、農業委員3名以上で見た場合はもうその場で農地台帳から削除できるという言い回しが追加されました。事務局としては、昨年の利用状況調査、今回の蒲江の分なんですけれども、そこを3人、皆さん基本も、各担当1人プラス協力員っていうかたちでまわっておりますけれども、その人数を補填するために、通知の前にこのその他審議であります、非農地通知の案件について一部写真をスライドして代表的なところをまわしながら審議したほうが良いだろうということになりましたので、今回の蒲江地域の分から審議対象とさせていただきたいと思います。お手元に非農地通知大字別一覧表と一部抜粋した蒲江地域の地図をお配りしておりますので、参考にして見ていただきたいと思います。今回蒲江地域は1,145筆非農地通知を発送するようにしております。その中で大字別に抜粋して写真を撮ってきておりますので、参考にしていただいて農業委員さん方には非



農地判断をしていただきたいと思いますので、順に写真を見ていただきたいと思います。今映し出しているのが波当津浦の〇〇〇〇番です。この写真を見ていただくと森林化しており、農地と判断するような状態ではありません。

議 長：ただいま事務局からの説明がございました。これより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。（ありません、の声あり）特に意見なしとのことなので取りまとめたいと思います。それでは賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで承認したいと思います。続きまして⑦農地賃借料情報について説明いたします。事務局説明をお願いします。

事 務 局：それでは佐伯市の農地賃借料情報について説明いたします。先日運営委員会で提出した資料があったんですが、ちょっと精査し直したところ、修正して数値が変わっているところがありますが、よろしく願いいたします。農地法第52条の規定により、農業委員会が賃借料情報の提供を行うこととなっております。本市において令和3年1月1日から12月までに締結された賃貸借における賃借料水準は次のとおりとなっております。これには賃借料が発生しない使用貸借分は含んでおりません。また、ここに記載されている金額は10aあたりの金額となります。まず水稻の分につきましては平均額が5,800円、最高額が11,300円、最低額が2,000円。算出に用いたデータ数が71筆となっております。畑（水稻以外）につきましては平均額が14,100円、最高額が35,000円、最低額が1,600円。算出に用いたデータ数が56筆となっております。この畑の分について最高額、土地利用状況は野菜となっております。ハウス等の施設を利用する分については、露地で栽培する物よりかは金額がやっぱり高い傾向にありますので、最高額と最低額についてはちょっと大きな差が開いているということになっております。この資料につきましては、近所の農家さんとかから賃借料って今どのぐらいかっていう質問を受けた場合には、参考にとということで情報提供のご協力をいただければと思います。

議 長：ただいま事務局の説明に対して質疑があればお受けしたいと思いますが、ありませんか。（ありません、の声あり）特に意見なしとのことなので、それでは農地賃借料情報についての説明を終了します。続きまして⑧農業委員会事務の実施状況等の公表について説明をお願いします。

事 務 局：それではお手元の資料、別紙2と右上に書いている部分の説明をします。まず令和3年度の実績を1～8ページまで書いています。その中で2ページと4ページ、5ページにメインの実績を書いております。2ページが目標の達成に向けた活動っていうところで、令和3年度のちょうど今時期に計画を立てて、その下に実績というようなかたちで2ページ以降私が農政課に確認した数字等を積み重ねた結果こういう実績となっております。そして、2ページの担い手への利用集積・集約化というところについては、目標が579haに対し581.3haの実績というところで、100%超を達成しておりますし、3ページの新たに農業経営を営もうとする者の参入促進っていうところで、3ページの大項目2につきましては目標5経営体に対して1.5haの集積という計画だったのが、7経営体で12haの集積ができてるというところの実

績も書いております。遊休農地の取組みにつきましては、4 ページの大項目 2 になるんですけども、解消目標を 10ha に対して、-9.4ha というところでちょっと解消ができなかったという結果になっております。あとは農地法の件数とかのインターネット公表をなどしているかというところをかいつまんでおります。実績の 8 ページまでの分に関しては 6 月の農業委員会で最終的に審議をした結果、ホームページ及び県に報告をしたいと思っております。もし何か疑問に思う点などありましたら事務局までご連絡をいただければと思います。実績につきましては以上です。それでは引き続き 9 ページ、令和 4 年度最適化活動の目標の設定等というところなんですけれども、1 ページはセンサスの数字とかそういったものを使っております。10 ページは農地の集積、それから遊休農地の解消、新規参入の促進という 3 つの大きな課題が出ております。先程説明したのは去年以前ずっと同じような内容なんですけれども、私が今から言うのは、先般からガイドラインっていうのが国から示されて、農業委員、推進委員がやるべきことっていうのを大きく方向づけられております。さっき言うたとおり、農地の集積ということで、認定農業者、新規就農者に対して農地の権利設定、要はその人達にいっぱい農地を持たせようというようなことです。これについても昨年目標があったんですけども、昨年度はだいたい事務局で 20ha ぐらいいかなってというような感じで作っていたんですけど、いやいやそれじゃ悪いよと。佐伯市は認定農業者の人達が 3 年後には 90% 持つようにならないといけないということだから、割り算したら当然答えが出てきます。1 年間に約 300ha ずつ担い手に集積すると、機械的に書いております。その次に遊休農地についてですが、令和 3 年度の利用状況調査で遊休農地（緑・黄）が全体で 341ha ありました。黄色はさておいて、緑は 5 年間でゼロにしないよということで、224ha を 5 年間でなくさないよという、途方に暮れそうな計画が上がっているんですけども、これもうちが決めるというよりも自動計算でこういう数字が出てくるような状態です。あと新規就農者については、3 年間の農地の貸借や所有権移転の 10 分の 1 程度、新規就農者がきたときに使えるような農地を準備しておくというような目標を作るということで、佐伯市においては約 1ha ぐらいいかなってちゅうようなということです。ただこれは契約までいかななくても地主の了承を得れば良いということです。そして、11 ページの真ん中あたり 2 っていうのがあって、1 人当たりの活動日数っていうのが出てきます。これは月当たりです。農業委員、推進委員さんも同じくです。後から総括が説明するんですけども、4 月末に通常の報酬じゃなく、活動についてお金が振り込まれていると思います。それについて 4 年度から決まりができて、月平均最低 5 日以上ないといけないという決まりがあるんですけども、最低ラインが 5 日ですので、12 月に全国農業会議、農業委員会が集まったときに 10 日ぐらいいかが目安かなということで、月に 10 日は日誌を書いてくださいというのが報酬につながっていきます。ということで 10 日の活動を目標に掲げております。その他については、新規就農フェアとかそういったものに対しては積極的に農業委員も参加してくださいということで、農政課と農業委員会事務局で委員さんにその都度お願いをしていこうかと思っています。これは 6 月に公表する必要があるんで、帰って確認をお願いします。これは農業委員会の目標で、1 番問題なのはこれを個人の目標に振り分けないといけません。43 人の積み上げがこれになるということです。推進委員さんであればそれぞれエリアがあるのでそのエリアでどれくらいかっているのを掲げていくんですけども、農業委員さんも自分の住んでいる周辺で推進委員の担当地区から振り分けたいと思います。2 人で一緒に動くのも良いですが、一応エリアを分けないといけないので、分

け方も難しいですが、皆さんに6月にまたお示ししようと思いますので、その部分だけはそういったものが出てくると思っておいってください。農業委員さんについてもエリアをつくらせてもらいます。エリアが重なる委員さんが多いところもありますので、その辺についてはまた相談させてください。中立委員さんについては、特に目標はなくてもって話もありますけれども、近所のところで設定を考えておりますので、中立委員さんを含めての全体で目標をつくっていかうかと思っておりますので、ひとまず今日の説明はここまでとして、6月に改めてご審議をいただこうと思っておりますのでよろしくをお願いします。

議 長：ただいま事務局の説明に対して質疑があればお受けしたいと思いますが、ありませんか。（ありません、の声あり）質疑がないようでございますが、先程言ったように6月の農業委員会にて改めて審議いたしますので、それまでの期間に意見質問等があれば事務局へ連絡をいただきたいと思います。これにて全ての議案が終了いたしました。それでは閉会の言葉を副会長お願いします。

17番委員：以上をもちまして、令和4年第5回佐伯市農業委員会を終了いたします。皆さまお疲れ様でした。

(15時37分閉会)